

第9回岩手県分権推進会議

日 時 平成22年2月4日(木) 13:30～

会 場 エスポワールいわて 2F 大会議室

1 開 会

○**和山主幹** それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9回岩手県分権推進会議を開会いたします。

本日は都合により相原委員、甘竹委員、北村委員、鈴木宏延委員、中屋敷委員、菅野委員はご欠席となっております。なお、お手元に追加資料として、報告3、政策調整会議の取組について、それから北村委員からの提出ペーパー、ワーキンググループの報告書を2つ配付させていただいております。

それでは、ここからの進行については、会議の設置要綱により副座長の加藤委員にお願いいたします。

2 議 事

(1) 協議

市町村の水平補完について

(2) 報告

- ① 分権推進のための課題解決の工程表について
- ② 国の直轄事業負担金と市町村等負担金について
- ③ 政策調整会議の取組について
- ④ 分権推進ワーキンググループの検討結果について

(3) その他

○**加藤副座長** 皆さん、よろしくお願いたします。ただいまから議事に入らせていただきます。

最初に、本日の議事内容について確認させていただきます。まず、協議事項ですが、市町村の水平補完についてです。これまで2回にわたりましてご意見いただいておりますが、それらを踏まえまして今後の市町村の水平補完の基本的な考え方や進め方などについてご意見を伺いたいと思っております。

次に、報告事項、4点ほど用意しております。1つ目ですが、分権推進のための課題解決の工程表についてです。平成22年度までの取り組み状況等について、現時点での状況を報告するものです。

2点目に、国の直轄事業負担金と市町村等負担金についてです。国の直轄事業に対する県負担金、それと県事業に対する市町村負担金、この見直しの内容、方向性についての報告、それにあわせまして国のほうで地方分権改革、また最近では地域主権改革とも言ってお

りますが、そういった動向、いろいろ出てきておりますので、これについて報告させていただくというものです。

3点目、政策調整会議の取組についてです。本年度、県内広域振興局におきまして奥州市、金ケ崎町と2市町との間でモデル設置して検討を進めてまいりました。この政策調整会議の取り組み結果について報告するものです。

最後、4点目ですが、分権推進ワーキンググループの検討結果についてです。本年度、市町村と県の職員を構成員といたしまして設置いたしましたワーキンググループ、2つ設けていますが、この検討結果について報告するものです。盛りだくさんですが、どうぞ進行に協力をお願いします。

それでは、まず協議事項の市町村の水平補完について、事務局から説明をお願いします。

○工藤地域振興部副部長 地域振興部の副部長の工藤です。前回、前々回のご議論を踏まえて、今後におきます水平補完の進め方について説明をさせていただきます。

資料については、資料1をお開きいただきたいと思います。座ったままで説明させていただくことをお許しいただきたいと存じます。

まず、左上の1のところですが、昨年8月におきまして第7回の会議における主な意見、そしてその後11月に開きました第8回会議における主な意見についてまとめております。前々回におきましては、市町村の主体性の確保という観点から、多様な形態で市町村が主体的に水平補完に取り組むべきではないかとか、市町村の状況に応じた取り組みという観点から、市町村の強み、弱みを踏まえ、これらを補うように取り組むべき、あるいは必要な行政サービスの提供という観点から、受けられるサービスの差が生じないように取り組むべきではないか、さらには事務の効率化という観点から、共通する事務を対象といたしまして、経費の節減、あるいは新たな需要に対応していくべきではないかというご意見をいただきました。

前回におきましては、水平補完、共同処理の取り組みについては、昨今の市町村を取り巻く状況の変化に対応するために、積極的に取り組むべきではないかというご意見がございました。

状況の変化については、左の一番下のところに市町村を取り巻く近年の状況の変化ということで簡単に整理させていただいておりますが、近年の少子高齢化でありますとか、情報化、あるいは雇用問題、グローバル化等々の社会構造の変化に適切に対応していく必要があるということ、そして一方では分権の進展に伴いまして、市町村の役割というものが增大している。ただ、非常に厳しい財政運営を強いられておりますし、また人口減少に伴いまして職員体制についても縮小の傾向にあります。加えまして、市町村合併に対する国の姿勢の変化というものがああります。これらを総合的に踏まえた場合、将来にわたります

て住民のサービスを維持していくためには水平補完というものが一つの有効な手だてではないかという趣旨です。

戻りまして、また前回の意見のほうですが、市町村ごとに行政サービスの格差が生じるおそれがあることから、具体的な検討を進めるべきではないか。そして、地域の実態や実情に応じて多様な形態での共同処理、そういったものを行っていくべきではないかというご意見が寄せられました。県の役割といたしましては、データあるいはさまざまな事例を示すなど、市町村に対する動機づけでありますとか、検討するための素材、そういったものを提供していくべきではないかと。市町村が最適な方式を選択できるようにメリット、デメリットを示していくべきではないか。そして、水平補完を進めるための支援のあり方について検討すべきではないかというご意見が寄せられたところです。

右側のほうにまいりまして、水平補完のあり方といたしまして、現時点では（１）から（４）に掲げているようなことが考えられるということで、１点目は住民へ必要かつ最適な行政サービスを提供するための水平補完の推進、２点目といたしましては専門性の維持、向上、あるいは行政コストの縮減、社会経済状況の変化に伴う新たな行政ニーズの発生などへの対応ということです。３点目は、市町村のそれぞれの財政状況、あるいは執行体制を踏まえた検討、協議が必要ではないか。そして、４点目といたしまして市町村の検討、協議についての県の必要な支援、そういったものについての検討が必要ではないかということで考えております。

４番目になりますが、今後の進め方についての案です。基本的な考え方といたしまして、各市町村の実情でありますとか、地域の状況等々を踏まえますと早急に検討することが必要であると考えられます。主な検討、協議事項については、共同処理する事務の内容、市町村の構成、共同処理の方式などといったものです。

その中で県の支援、関わりですが、県といたしましては連絡調整機能を発揮するという観点から、囲みに書いてあるような支援、そういったものを行っていく必要があるということで、各種データの提供、あるいは共同処理事例の紹介でありますとか、構成市町村案の提案、そして共同処理方式の助言、規約の策定支援、そういったものが挙げられるのではないかと考えております。既に他県のほうで進められている先進事例がありますが、相乗効果が期待できるような分野におきましては、県も構成団体の一員となるということが想定されるものです。

３番目になりますが、検討、協議の場ですが、例えばということで４つほど記載させていただいております。市町村で構成するさまざまな既存の組織を活用する方法、そして市町村と県の振興局が、身近な振興局が共同で設置する政策調整会議、これについては別のところでまたご報告させていただきます。あと研究会の設置、その他といった方法が考え

られるわけです。こういった進め方ということで、来年度以降具体的なアクションを起こしていく必要があると考えております。

次ページ以下には、参考ということで他県の推進事例等についてご紹介をさせていただいております。事例の1ということで、共同処理の検討の仕組みということで、高知県の例を掲げております。高知県は、ご多分に漏れず、非常に過疎化が進んでいる県でして、人口規模も全国では鳥取、島根に次いで79万人余ということで、非常に人口減少にも歯どめがかかっていない地域です。こういった中で、県と市町村が将来にわたって基本的なサービスを維持していくためにはどうしたらいいのかということで、具体的には左の2のところですが、広域的な行政の仕組みづくりということで、県内を6つのブロックに分けまして、市町村と一緒に広域行政の仕組みづくりについて取り組んでいるところです。県全体での広域化ということでは、国保あるいは消防本部、ブロックごとでの取り組みということでは教育委員会、介護保険、保健福祉サービス、税務などを掲げております。それ以外にも定住自立圏構想への取り組みを幡多地域というところで行っていると伺っております。

右側のほうは、現在の共同処理の検討状況について、主なものをかいつまんでご紹介をさせていただいております。まず、国民健康保険についてです。医療費の増嵩と国保税の負担ということで、非常に住民の方々からも関心が高いわけですが、これを共同処理という、広域化ということで今検討していると聞いております。ただ、一方では保険料、国保税ということでもいいのですが、市町村ごとに大きな差がある、あるいは独自の医療費助成、そういったものも市町村によって差異があるという課題も抱えながら、現在市町村の実務者レベルでの勉強会を立ち上げて、課題を整理中と伺っております。

あと介護保険については、現状とか課題を踏まえながら、今後の可能性について検討していると伺っております。内容的には、保険事務の共同処理による組織のスリム化でありますとか、専門性の向上、あるいは認定審査会の共同設置などなどといったものが検討の俎上に上がっていると聞いております。

3点目は、教育委員会の共同設置です。これについては、前回岐阜県で既に取り組んでいる事例があるということで事例をご紹介させていただきましたけれども、安芸・嶺北ブロックというところで教育委員会の広域化について検討いたしましたして、報告書を取りまとめたと考えております。広域化による可能性ということで、人事異動ですとか、教員の指導力向上に向けた研修の実施、あるいは教育研究所等の共同設置、そういったものが今後可能性があるのではないかとということ、そういったことについて検討していると伺っております。

次ページをお開きいただきたいと思います。3ページです。これについては、前回の会議のときにご紹介いたしましたので、詳しくは申し上げませんが、既に中芸地区におきま

して、5つの町村が共同いたしまして保健福祉事務の共同処理を実施しているという事例です。近年保健福祉業務については、市町村への法令に基づく移譲等もありまして、非常に業務範囲が拡大してきている状況にあります。そういった中で、下の表を見ていただければわかると思うのですが、人口規模が3,000から1,000名程度の小規模な町村が力を合わせて保健福祉事務の共同化に取り組んでいる事例です。

4ページ目をお開きください。事例2です。県と市町村の共同処理ということで、最近発足いたしました京都府の地方税機構、広域連合の事例です。滞納整理の関係については、既に各県におきまして三重、徳島、静岡等でも実施しておりますし、本県におきましても任意組織ということで共同処理を実施しているところですが、京都の地方税機構については将来的には賦課徴収事務、現在は滞納整理関係しか行っていないと伺っておりますが、将来的には賦課徴収事務全般について共同化するという方向で、昨年8月に発足したものです。

右側のページです。すぐお隣の秋田県の例です。昨年佐竹新知事が就任いたしました。県と市町村の連携の強化というものを施策の大きな柱の一つに掲げておりまして、その一環といたしまして県と市町村の共同処理、機能合体の取り組みということで、今現在市町村との間で下のほうに掲げておりますさまざまな分野におきまして取り組みの方向性、そういったものについて検討していると伺っているものです。下に掲げているのは、行政の各般にわたる分野です。いずれも事業主体が県であり市町村でありという、まさに言葉をかえれば二重行政的な分野が多く含まれておりますが、観光、地方税の徴収対策、保健福祉関係、消費生活、職員の研修、下水道、あと道路の除排雪、パトロールなどの維持管理といったものについて今後の機能合体、あるいは共同処理のあり方について現在多面的に検討しているという事例があります。

資料1の最後の項目になります。5ページです。現在の共同処理等の制度の概要について、再度整理しました。①協議会、②機関等の共同設置、③事務の委託、④一部事務組合、⑤広域連合と、それぞれ整理させております。協議会と3番の事務委託については、契約等々に基づくものです。それ以外は、通常条例等による定めが必要となるものですが、特に②の機関等の共同設置については、従来例えば教育委員会でありますとか、そういった附属機関については可能とされるような規定がありましたけれども、共同で設置できるかどうかについて若干根拠が不明確な部分がありましたが、今国会に地方自治法の一部改正案が上程されると伺っておりまして、その中で例えば保健所でありますとか、行政機関、さらには市町村の内部組織、委員会、そういったものについても共同設置できるという改正案が盛り込まれていると伺っているところでして、これから市町村のほうでさまざま水平補完あるいは共同処理、そういったものを検討する上で一つの後押しになるのではないかと

考えております。通常であれば、④、⑤の一部事務組合もしくは広域連合、こういったもので共同処理するというのが一般的です。

前回だったと思うのですが、一部事務組合と広域連合について、その権能がちょっとわかりにくいというご指摘もありましたので、その辺を下の参考ということで、主な相違点について整理させていただきました。基本的な役割について、設置目的については基本的には同じなのですが、広域連合のほうが新しい仕組みということもありまして、例えば国等からの事務移譲等について直接受けられるという形、より進んだ形になっております。また、構成団体等の関係におきましても、構成団体に規約の変更等を要請できるということで、一部事務組合よりはより強い権限を持っているということが言えるかと思えます。

以上、大変簡単であります、私からの説明とさせていただきます。

○加藤副座長 ありがとうございます。それでは、以上の説明を踏まえましてご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。

エッセンスとしては、資料1の1ページ目右側の部分だと思います。左側は前回、前々回のご意見をまとめたものでして、それを踏まえて右側で水平補完のあり方ということ、水平補完で何をねらうのか、どういうことを押さえるべきなのかということが3にありますし、4ではその基本的な考え方、県の支援というか、県としてどういう役割を果たしていくべきかというのがありまして、最後にどういう場で構成させるとか、方向性を見定めていくべきなのかということを書いております。こういったことで事務局としては、水平補完について市町村と協議した上で広めていきたいということだと思います。また、具体的な事例等も後ろについておりますが、ご意見いかがでしょうか。

1ページ右側3の一番上のねらいとかは、大体前回、前々回のご意見を踏まえたものですし、効果があるだろうと、期待できるだろうということによろしいのだと思うのですが、その後のむしろ下のほうですか、県の支援のあり方、この辺については積極的にやるべきだという意見と、どうなのかなという意見、前は両方の意見もあったかと思えます。この辺が大きな議論のポイントになるのかなと思えますが、どうでしょうか。

では、小笠原委員、お願いします。

○小笠原委員 多分もう前にこの会議が始まる前にお話しいただいたと思うのですが、ちょっと改めてお尋ねしておきたいことは、いろんな意見が今まで出て、きょうも論議進めるわけですが、この中身について県はいつごろ、どのような形で実現を目指していくのか、そのめどと申しますか、時期的なものをちょっと改めて確認させていただきたいと思えます。

○加藤副座長 中身、内容によるのだと思います。いろんな内容がありますので、それいかにによって会議スパンというのも変わってくるのだと思います。この分権会議で取り上げる

ものについてもいろいろありまして、すぐ着手すべきものもありますし、しばらく時間を置いて段階的にやっていかななくてはいけないものもあるということだと思います。

この水平補完については、県でああだ、こうだと決めたからって進むものではないと理解してまして、市町村の意向というか、市町村の意識啓発なり進めて、市町村とどうするかというのを一緒に考えていかななくてはいけないということですし、またそれに何の、どんな事務が乗ってくるかということもありますし、その地域地域の事務の状況、事務を取り巻く状況というのが変わってくると思いますので、一概に決められないというか、申し上げにくいというのが実情だと思います。

ここにありますような、特に今の協議事項について申し上げれば、4番が今後の進め方的な部分ですが、これについてはこういうことで来年度以降というか、こういう形でやっていきたい、市町村に働きかけて場を設けるとか、そういう形で順次進めていきたいと。そのスタンスについて、方向性なりご意見をいただきたいというものでして、そういう意味で着手するのがもうすぐかというと、こういうことで方向性がいいのではないかとということでご審議、ご意見いただければ、それに基づいてやるのですけれども、これに基づいて具体的に、では共同処理がどうなっていくのかというのはそれぞれタイムスパンが異なってくるだろうと思っております。よろしいでしょうか。

○**小笠原委員** 市町村の意識啓発ということ、今お話あったわけですが、これはどのように具体的に進めていかれるお考えなのでしょうか。

○**加藤副座長** この下にありますように県の支援ということで、まず情報提供的な部分というのがかなりいろいろあるかと思えます。各地ではこうやっている、こういう状況にあるものについてはこういうやり方をやっているとか、また別のやり方があるとか、こういう形で進んでいるということ、また単なる各種の情報提供ということではなくて、今後の事務にかかわります財政とか、いろんな事務量の動向とか、そういったものをお示しして、単体でやるのか、どういうやり方があるのか、そういったことをいろいろシミュレーションでお示しして行って、どういうやり方が一番適しているのか、事務の内容に応じて整合性を高めていく必要があるのではないかと、そういう投げかけをしていきたいということです。その中で本当に今までのやり方がいいのかどうか、そういったことをいろいろ議論してほしいということですし、そういう場を一番下の(3)にありますけれども、どういう形で設けたらいいのかというのが一番議論が進むのかということで、この辺は具体的に市町村の意見も聞かなくてはいけないと思いますが、3番目に幾つか例示をしているということだろうと思えます。

○**小笠原委員** 例えば消費者行政について一言言わせていただきたいのですが、今消費者庁ができて、消費者ホットラインというのが1月から使えるようになったわけなの

ですが、盛岡市はそれに参加していないということで、それはいろんな理由があるのでしょうけれども、それに賛同する8市町村ですか、盛岡含めて、今度春から新しい広域的な取り組みを共同でやるという具体的な動きが出ているわけですね。ですから、こういう世の中がいろいろ変動していく中で、いつまでも議論している場合ではないのではないかと。具体的にそういう議論を進める時期なのではなかろうかという感じがしますので、ちょっとこの会議の成果と申しますか、そういうものはどういう形で生かされていくのかというのを非常に興味を持っているわけで、質問をさせていただきました。

○工藤地域振興部副部長 消費者行政の案件についてのお話ありがとうございました。座長のほうからもいろいろご説明があったわけですが、緊急的に取り組むべきもの、ある程度時間をかけてコンセンサスを得るものなどなど、それぞれ抱える課題が多いかと思います。

そういった中で消費者行政といいますか、消費生活相談といいますか、これについては市町村のほうで早急に取り組む必要がありますし、その一方で専門性もやっぱり必要だということにして、先ほど委員のほうからお話がありましたとおり、盛岡市が中心になり広域8市町村で共同処理を行うということで現在方向づけられておりますし、それ以外にも二戸地区、二戸市を中心とする4市町村、においても共同処理を実施するという方向で既に動いております。これについては、県といたしましても専門性が問われる分野ということですので、ぜひ9広域市町村圏ごとに広域処理してはいかかかということ、市町村のほうと具体的に協議をさせていただいているところです。

また、後ほど政策調整会議、二重行政の防止ということで、今年度からモデル的に取り組んでいる仕組みがありますが、そういった中におきましても単に二重行政の解消というものにとどまらずに、市町村が抱える課題、そういったものを解決するための一つの手法ということで、共同処理あるいは新たな分野での水平補完、そういったものについても議題とさせていただきながら、市町村の主体的な取り組みを促していければいいなと思っております。

それ以外にも一般廃棄物の共同処理などについては、従来の圏域を越えた形で現在従来の二戸地区、久慈地区が一体となりまして県北地区ということで、より一層の広がりを持った地域で一般廃棄物の共同処理、あるいは遠野地区、そして北上地区、花巻地区が共同でやはり一般廃棄物の処理に現在取り組んでいるということで、さまざまな分野で共同処理に向けた取り組みというものはなされております。今後は、さらに特に小規模な町村における行政サービスの維持という観点から、行政の内部機関の共同設置という新たなステージ、そういったものについても議論を深めていく必要があるのではないかと考えているところです。

以上です。

○加藤副座長 鈴木委員。

○鈴木（重）委員 葛巻町の鈴木です。共同での共通する事務処理、そのことよっての経費削減、大変大いに結構なことだと思いますし、また今のごみ処理等、大変望ましいというのですか、将来に向けて大いにこういった方向で取り組んでいただきたいと思うわけですが、この事務処理のみならず、例えば産業振興の面での共通する、類似する機能であったり、あるいはそれぞれ持っている市町村の機能であったり、そういったもの、産業振興等に対しましても、あるいはまた試験研究機関、県で持っておられる1次産業等の試験研究機関もあられるわけですが、こういった機関と市町村が連携するというのも今後検討に加えていただければ、なおいいのかなと思うところでもあります。事務処理のみならず、産業の振興等についても今後検討いただきたいということをひとつお願いしたいと思いがすが。

○工藤地域振興部副部長 ご提言、大変ありがとうございます。特にご提言のありました産業振興については、一市町村ということではなくて、より広域的な取り組みが重要であると私どもも認識しております。そういった観点から、1つは来年の4月からということですが、広域振興局体制への移行ということで、県南地区については広域振興局体制に既に移行しておるわけですが、それ以外の地区についても全県4つのエリアに分けて、それぞれの地域、地区におきまして、特色のある産業振興を集中的に図っていくということで、来年度から市町村や民間の取り組みを支援するための広域振興局体制、そういったものに県の内部組織のほうも移行しようとしております。

2点目ですが、試験研究機関等ということですが、そういった広域振興局体制の中にありまして、本庁との役割分担を図りながら、現在県のほうで設置している産業振興センター、あるいは工業技術センター、あるいは農業関係の畜産あるいは園芸、さまざまな農業関係の機関があります。そういったものと十分連携を図りながら、地域のニーズに合った支援をしていく必要があるなど考えております。まさに広域的なそれぞれの特性を生かした共同事業が推進されるよう、今後とも努めてまいりたい、そのように思っているところです。

○加藤副座長 ほかにいかがでしょうか。

小野委員。

○小野委員 2つ質問したいと思いがすが。1つは、前段の説明で市町村を取り巻く近年の状況変化ということで、国の市町村合併に対する姿勢の変化というところをもう少し補足説明をしていただきたいということと、合併がある程度進まないという方向の中で、水平補完、共同処理を進めることで、県の権限移譲をする部分の枠を少し広げていこうというようなことで、水平補完することによって市町村も効率的に行政、財政の改革ができる、県もある程度

は広域的なレベルで市町村との連携ができるということで、お互いに良い関係で、大変わかりやすい説明であったと思います。

ただ、県ができる支援ということで、データの提供とか、事例の紹介とか云々という、助言とかという、それだけでいいのかということです。要は共同処理する場合、具体的な場所の問題とか、あとは予算的な部分というのが県のほうでも痛み分けみたいなどころはないのかということで、そこら辺のお金のかからない支援というもので、具体的に権限とかそういうのがうまく動いたときに、予算的な部分とか、そういう部分は一体どうなっていくのかなということをお聞きしたいと思います。

○工藤地域振興部副部長 1点目の市町村合併に対する国の姿勢の変化ということについてのお尋ねでございます。合併特例法については、今年の3月でということで、平成の大合併については大体一区切りがついたのかなということで、これまでと同じようなトーンで市町村のほうに合併を進めるのはいかがなものかというのが国の基本的な考え方の変化と申しますか、そういったものと伺っております。

本県におきましても、ことしの1月1日に宮古市と川井村が合併いたしまして、そのほかに現在のところ進展が見られますのは一関市と藤沢町という状況でして、本県におきましても一区切りつきつつあるのかなというのが偽らざる実感です。ただ、合併そのものを否定するというものではなくて、今後とも各市町村が自立に向けた行財政基盤の強化を進めるということの非常に有力な手法であると私どもは引き続きとらえておまして、そういった考え方については今後とも持ちながら市町村のほうとは接していかなければいけないと思っております。

あと、水平補完あるいは共同処理を進めるに当たっての県の支援ということですが、現在のところ何を、どう進めるというスキームでありますとか、工程表、そういったものは持ち得るまでには至っていないということですが、例えば先ほどもちょっと事例としてご紹介させていただきましたが、消費者行政の共同処理についても県が積極的にかわって、こういう単位でこういう形で広域化を進めてはどうだという情報提供のみならず、助言、アドバイス、そういったものをさせていただいております。また、ごみの広域処理についても、検討委員会と申しますか、そういった検討する場に県のほうも積極的に参加し、そして必要な財政的な支援、そういったものを必要に応じて行うなど、必ずしも市町村に情報提供するという消極的な関わりだけではなくて、そういった積極的な取り組みを行ってきた経緯もありますので、そういった延長の中で今後検討してまいりたいと思っております。

○加藤副座長 ちょっと補足しますと、合併の話については姿勢の変化ということで、今までは合併がすべてを解決するみたいな風潮がありました。合併によって行財政基盤が強化され

る、だから市町村もサービスをきちっとこれからも確保できるはずだろうし、新しい権限移譲とかにも対応できるというのが大きな方向性だったと思うのですが、その合併について一区切りということで、合併もいろんな中の一つのツールでしかない。その中で市町村が選択するのだという方向に今国も舵を切ったということですので、合併が一手段ということになって、合併できない、あるいは合併が進まないところもあるだろうという前提のもとで、ではどうするのだということで、合併には至らないのですが、個別の事業について効率化が図れる、基盤の強化が図れるということで、共同処理というのをどうするかという議論が出てきているのだというに理解していますし、またそうなった暁にはサービスはしっかりやらなくてはいけないという面でも、合併以外の方策を県としても模索していかなくてはならないのだらうということで、こういう形でご議論をお願いしているというものです。

それから、県の関わりについてですが、これによって県からの権限移譲といった話もありました。県からの権限移譲については、今市町村が相手ですけれども、市町村にはもともと県の役割だったものについて権限移譲した場合には、交付金、県から財源の措置はさせていただきます。それが今そういう共同処理した場合というのは想定していないとか、例がないものですから、それに対する交付金という形になっていませんけれども、当然県からお願いするというか、県から移す分については共同処理してやるという面が出てくれば、そちらを受け皿として必要なお金は交付するという形には当然なってくるのだらうと理解しています。よろしいでしょうか。

では、ほかの委員、ご意見いかがでしょうか。佐々木委員。

○佐々木委員 財政支援について余り具体的な方針はないと伺ったのですけれども、例えば共同処理や、こういうことを進めていく場合にということでお話しさせていただきます。NPO法人として宮古市からの子育て支援のファミリーサポートセンター委託事業を受けております。その中で近隣町村在住の方からも宮古市に勤めに来ているのだけでも、支援をお願いしたいといった場合に、宮古市の財政なので、それはもう対象外なわけですよ。それでお断りして、何とかならないものかなと思ってきた事例が多々あります。例えばそういうものを共同処理としていかがですかということで広域で進めていった場合に、それにかかわった市町村がお金を出し合ったとしても、そこに県から何らかの財政補助とか、そういうことは無理なのでしょうか。今までのご説明聞いていても、その辺がちょっといま一つつかめなかったのですが。

○加藤副座長 非常に答えにくいところですが、一般的にもともと市町村の役割ということで個別にやっている、それが一緒にやるという中で財政支援というのは、県の中でも議論必要だと思いますけれども、なかなかちょっと難しいと思います。それは市町村の役割の部分ですし、それについては一般的な財政措置というのがマクロベースでも交付税とか、そうい

うもので措置されているわけですので、基本的にはそこは市町村の財源の中でやっていただく。

ただ、その中で例えば共同で処理すればスケールメリットが働いたりとか、本来ちっちゃいところであれば置けなかった職員を置けるとか、そういうメリットがあると。ですので、私どもとしては、まずはそういう市町村が一緒になることで出てくるメリット、その辺を追求するということが先だろうと思いますし、お金がつくからというのは、ちょっと議論としてはどうなのかなと思うところがあります。まず、県からお金をという以前の問題として、市町村が大同団結することによって、いろんな面でできることがあるだろうというのが基本的なスタンスということになります。

平木委員。

○平木委員 ちょっと観点が違う切り口からなのですが、「進め方」の「県の支援」の中で、3番目に「構成市町村案の提案」と書いてありますけれども、県の振興局のエリアを広域化して広域振興局をつくるというお考えのようですが、そういう、県が県内の市町村をブロック化して物を考えるときと、実際に市町村がそれぞれ個々の事務事業で近隣のところと連携したり、あるいは離れたところとのネットワークというようなことを主体的にお考えになったときに、県の想定しておられる岩手県内のブロック割りと場合によってはずれてくるのではないのかなと。理屈でそう考えているのですけれども、鈴木委員さんにお尋ねしたいのですが、葛巻町で例えば産業振興なりいろいろな事務事業、これをどこかと連携して協力し合っただけでやれば効率的だし効果も上がると主体的にお考えになった場合、葛巻町は広域ではどこのブロックに入るのですか。盛岡ですよ。だけれども、例えば旧山形村、現在の久慈市と連携したいとか、あるいはちょっと離れた、合併していない市町村という意味で、例えば一戸町と連携して何かやろうとか、いろんなことが想定されるのではないですか。あくまで市町村が主体になって水平補完をし合っていくというときに、いろんな形が想定されるのではないかなと思います。それを県の支援策との、県はそういうことを見て支援してほしいと思いますけれども、そこら辺の突き合わせをこれからどう進めていったらいいのだろうかということを考えるのですけれども、いかがでしょうか。

反対に、伊藤市長さんのところは一つまとまりがありますけれども、例えば西和賀町で、旧沢内地区として雫石町と連携というふうなこともあるのかもしれませんが。委員になっておられる首長さん方に、どんな想定ができるのかを教えてくださいたいと思います。

○加藤副座長 鈴木委員。

○鈴木(重)委員 いろんなことが想定されます。確かにおっしゃったとおりでありまして、1次産業、産業振興等考えますと、盛岡広域のみならず、広く考えていくほうが効率的であったりしますし、ごみ処理等を考えますときに現時点では県北の処理施設のほうが新しかった

りするわけでありますが、振興局は別であったりしますこと、あるいはまた一般的に救急行政であったり医療であったりしますときには、盛岡広域の体制がしっかりしておりますので、こっこのほうでこのままでよかったですりするわけでありました。振興局管内で全てがということではないのも事実であります。

先ほど産業振興の面についてという話をさせていただいたのですが、振興局がそれぞれの市町村の特性、特色を生かした産業振興ということのみならず、県の試験研究機関とも市町村が持っている機能を活用して連携をしていくようなことを模索をしていただきたいという思いで話をさせていただいたものであります。

○加藤副座長 伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員 どうお答えしようかなと思って悩んでいますけれども、西和賀町との連携は、以前からやっていた部分がありますから、その延長線上の中でこれからも続いていくと思っています。例えば商工、それから今検討しているのはごみ焼却炉の問題、それから観光等々、まず全く隣町としてのお互いの悩み、課題の解決をともに持ち寄ってやっているという形なのですね。合併の段階でも恐らく財政論議に終始したと思います。しかし、私は合併すれば財政がよくなるとは一つも思っていないものですから、緊急の合併議論には乗りませんでした。むしろ強みをどう構築していくか、1プラス1が3になるかという議論していかなければ、急いでやった合併は1プラス1は1.5にもならないよと。したがって、財政が厳しいから合併して何とかするという安易な議論にはならないはずだということで、急ぎの議論には乗りませんでした。ただお互いの歩みを見ていると、これからのお互いの生き方をどう見ていくかということは、5年以内には議論がまた出てこなければいけないのだろうと見ています。どちらがどうという立場ではないですけれども、エリアとして物を考えた場合に、今度は西和賀の生き方がどうなるのか、それを北上市がどう支援するのかと、別の観点からの議論になってくるのかなと思っていて、今までのようにお互いのメリット、デメリットだけの議論ではなくなるのだろうという思いをしております。

その意味でいろんなことをやっていますが、各自治体とも強み、弱みをいろいろ議論しながら、いろんな改革をしていますけれども、悩み、課題を出し合って、それをどうやって処理していったほうがいいのか、こういう議論を盛んにやっています。これは単独でやったほうがいいのか、一緒にやったほうがいいのか、例えば私どもですと花巻市さんと紫波町さんと組んだ広域での水をやっておりますが、これは将来的には専門性だとか、コストだとか、老朽管の立て直しだとかということを考えれば、効率も考えて一緒になっていったほうがいいだろうなという今研究を盛んにやっているのですね。そういうものというのは、各市町村等、これからいっぱい出てくるのではないかと考えています。

産業振興については、これは首長の判断でいいのだろうと私は思っていますが、私のと

ころは金ヶ崎さんと一緒になって産業振興策を今練り上げて、大体できました。これはやっぱり隣同士にいて、同じような性格で産業振興をやろうと思っていったら、一緒になって検討しておいたほうが厚みが出てきますから、当然なのですね。あるところもお誘いしましたが、乗ってこないところもあったのですが、やれるところはどんどん首長の判断でそういうタイアップをしていくべきだと思っていますし、これは早いほうがいいと思います。

あとは、議論の中でちょっと出てこなかったのが私たちが今考えていますのは、雇用、就職、進学、これもあるエリアでとらえて協力し合うことがあっていいのではないかなということ、思いを強くしておりまして、そんな活動を始めましたけれども、これもそんなややこしい問題ではなくて、お互いの首長同士が決断し合えばいいし、その議論が下においていけばとり得ることだろうと思います。ですから、これは県が指導するとか、市町村が優先ということではなくて、やっぱりそれぞれの自治体がどういうふうやっていったらこれから持続性を持てるか、生き残れるかという議論になったら、当然発生してこなければいけない議論だろうと思っていますし、そこをどう県が支援をしていくか、指導していくかということが固まってくれば、具体的にこれやりなさいということではなくて、市町村単位で手をかけていったほうが早いのではないかなと思っています。

○加藤副座長 山本委員。

○山本委員 軽米の場合は、農業が基幹産業ですので、雑穀に取り組んでおりますけれども、先般雑穀サミットを県と連携してやりまして、非常に効果がありました。そういった連携できるもの、共同できるのはどんどん私はするべきだと思いますし、また雑穀にかかわらず今軽米の農産物を首都圏のほうにトップセールスやっておりますが、そういうことになりますとやはりスケールメリットをつくる意味ではいろんな市町村と、同じような農産物をつくっている市町村と連携してやっていくべきかなと思っています。そういった形で、やはりスケールメリットの出るものはどんどん連携していきべきだろうし、それはやはり県がいろんな形で主導役と申しますか、推進役をやっていただければ、なお成果が出ると思います。

それから、これからの医療と介護と保健、こういった面は佐々木委員さんの意見といたしますか、出ましたように、民間も含めていろんな広範な連携ができるのではないかなと私は考えております。そういうことで、事務的な行政のいろんな形は、机上と申しますか、いろんな議論の中で私はかなり合理化していけるかなと思っていますが、これからさまざま先ほど申した医療、介護、保健、医療なんかは県が主体的に県立病院も運営しておりますし、そういった形での連携というのは、これからもいろいろ県にといたしますか、いろんな連携しながらやっていくべきではないかなと思っています。以上です。

○加藤副座長 県の主導性みたいな話がありました、特に構成市町案の提案とありますけ

れども、これはいきなりということはまずないと思うのです。いろいろ話し合いの中でそれが必要性はともかくとして、ではどうするのだみたいなことになったときにある程度県としていろんな実情を勘案した場合、こういう案があるかもしれないという形で出す。あくまでも主役は市町村が議論していただくということで、県としては強引に引っ張るというふうなことではなく、むしろよき仲介者、調停者でありたいというか、それをどう潤滑油的にうまく回していくのかということやっていきたいと思います。ただ、その中においては、ある程度いろんな議論の中で、もうちょっと可能性ではなく具体的な選択肢となるような形で、こういうのはどうだろうかという形で、もうちょっと今までに比べれば踏み込んだ役割を果たしたいという意味合いで考えております。

では、鈴木委員。

○鈴木（重）委員 現時点では、何をどのような共同処理するというようなことは具体化はされていないわけですが、実際に新しい組織や機関を発足をさせるというときには、市町村が主体的にということではありますが、場合によっては市町村が望めば県もその構成団体に加わる、あるいは職員の配置もするというのもやぶさかではないと理解しておいていいですか。あくまでも県は構成団体や職員の配置等には加わらないということでしょうか。

○加藤副座長 構成団体については、県の事務を持ち寄るかどうかという面だと思うのです。県の事務を持ち寄るとか、県の事務を一部担わせるとかということではないと、今制度では入る余地がないことになっていますので、そこは一步引かざるを得ないのかなど。職員については、例えば権限移譲すればそれに応じた形でちょっとご相談に乗るとか、そのようなことはやっておりますので、そういう一般的な交流なり派遣という中で、その必要性に応じて相談に乗っていくということになるのだろうと思っています。

○鈴木（重）委員 実際今何をどのようにという具体的な組織や処理の内容、事務処理等も考えてはいないわけなのですが、その組織が望めば可能だと理解しておいていいですか。

○加藤副座長 それは、職員なり派遣なりということでしょうか。

○鈴木（重）委員 はい。組織の構成員としてそこに入る。

○加藤副座長 組織の構成員というのは、今のところまず事実上の協議会とかそういうことであれば格別ですね。今例えばこの資料の一番最後にあったような地方自治法上の制度であれば、県の事務をそこに担わせるとか、もともと県の事務であったものを市町村の事務とあわせてそこでやってもらうとか、そういうことがないと入れないことになっております。

今鈴木委員おっしゃったようなことは、もうちょっと例えば県が調整機能を果たすために入ったほうがいいのではないかという議論もあって、実は国で担当していたころ、一部事務組合の制度とかこういう制度もそういうことを確認するように入るべきではないかと実は私言ったことあるのですけれども、地方制度調査会の議論とかにそういうのも提案し

ようということを行ったことあるのですけれども、ちょっと事務方の調整の段階で局内で落ちたのですけれども、結局今回の法律改正の中にも入っていないのですけれども、今のところはそういうのは制度的にはできない形になっています。

ただ、そういう構成団体という面で、今ここでは直接的に書いてあるのが新しい補完なり共同処理をやる段階での話ということになっていますけれども、そういうイニシャルの面ではなく、実際にやり出してから継続的に県としてもこういうのがいいのではないかと形での助言なりお手伝いしたということであれば、それも引き続きそういうサポートとかアドバイスとか、そういうことが必要だということであれば、そこは市町村なり、そういう構成団体の要望に応じて、そういう面での参画は事実上考えていけるのではないかなと思います。

○**鈴木（重）委員** わかりました。先ほど市町村と深く連携をしながら、情報提供もしながら、そして場合によれば財政支援もあるということでありましたので、組織の構成員となることも、あるいは内容によっては職員の派遣までも県も考えるということまでお考えかなと思っただけであります。

○**加藤副座長** 小野委員。

○**小野委員** 市町村間の共同処理については大変よくわかりました。具体的にその効果を示せば、あとは市町村がやる、やらないを判断していくということなので、危機感がある市町村はどんどん積極的にそこに入って行くのだろうと思います。

一方で、秋田県のように県が構成団体として共同処理をするという例もありますので、その辺は県としてはどのように進めるかお聞きしたいと思います。

○**加藤副座長** 4ページの秋田県の例ということですね。

○**工藤地域振興部副部長** 秋田県の例ということでご紹介しております。この中でも既に岩手県と市町村なり団体が共同してやっているような事務もあります。例えば観光振興業務については、県レベルはともかくといたしまして、振興局単位ではお互いに連絡組織のようなものの構成員になりながら一緒にやっているという事例は多くありますし、地方税の徴収対策については県のほうが音頭をとりまして、任意組織ではありますが、県の税務課の中に滞納整理機構、そういったものを設置いたしまして、市町村の職員を派遣をしていただいて、特に困難な高額あるいは長期債務者についての滞納整理なども実施しています。

職員研修についても市長会とか町村会と連携しながらやらせていただいておりますし、道路の維持管理についてもそれぞれの市町村あるいは振興局単位で、特に除雪関係を中心といたしまして連絡協議会的なものをつくって効率的な除排雪、そういったものに取り組んでいるという事例があります。今後におきましても、効率的な行政の推進ということは住民サービスの向上を図る上で重要な課題ですので、いろんな場面で市町村と

一緒に協議してまいりたいと考えております。

○加藤副座長 この4ページの右の上のほうを見ていただきますと、機能合体の趣旨というふうなことがあります、機能合体というふうなすごく刺激的な言葉で、見せ方がある意味うまいのですけれども、ここに書いてある県、市町村連携で一体化してということありますが、処理に当たるということで、もともとの処理の所在というか、処理の権能の所在を変えるとか、そういうことではないのがほとんどなのです。それぞれ今事務局からも説明ありましたけれども、そういうものについてはもちろん県で取り組んでいるものもありますし、またいろいろ連携のあり方、もっとこういうものについてやったらどうかというのは、後ほどに報告がありますけれども、政策調整会議といった取り組みの中でそれをいろいろ拡大なり広げていきたいと思っています。その辺の見せ方の問題で、ある意味うまく秋田はその辺のプレゼンが成功しているようなところもあるのだろうと思っています。

○小野委員 市町村に求めている共同処理とこの秋田県の共同処理とは若干意味合いが違うようではありますが、そこら辺は二重行政の解消とか効率化ということで論議されていくということでもよろしいでしょうか。

○加藤副座長 平木委員。

○平木委員 改めて申し上げることもないと思うのですが、市町村の水平補完、これは県から市町村への権限移譲をしっかりと市町村が受けとめる、住民に身近な行政サービスは何でもまず市町村がやるという、そういう分権論議の中で話しするわけですよ、今。だから、県はあくまで広域自治体として連絡調整とか県全体を見回したことをする。基礎自治体の市町村は、これから分権を何でもぼんと受けとめてやりますよと。そうした場合に、合併したりして大きくなった市はいいけれども、では合併していない町村あるいは単独の道を選んだ町村などは、受けとめるといってもうちは10万人都市みたいなところと違うから、それと同じだけのものは受けとめられないよという、県民である住民の中で受けられるサービスにばらつきが出てしまうので、そういうところは市町村あるいは町村の水平補完で組織をつくって、その水平補完組織で分権を受けとめて、住民に身近なことは全部基礎自治体でやろうと、そういう話が大前提でこの議論をしているのだと思うのですけれども、いかがなんでしょうか。

○加藤副座長 当然そういう面もあります。またあと、新しく仕事をやるという面もありますけれども、市町村の今の状況、財政状況もありますし、人口が減っているとか、そういう状況もありますので、今こなしている事務についてもどうなのか、これからいろいろ需要がどんどん高まっていく、需要というか、需要に対する要求度、そういうのが高まっていく中で、それ自体がどうなのかという面、その両方だと思います。今あるもの、あるいはこれから来るものということですね。

小笠原委員。

○**小笠原委員** 先ほど来市町村合併も一段落したというお話ありましたがけれども、一段落したという感じがするのは、どうも市町村合併って決して行政の財政の面ではよかったのかもしれませんが、住民にとっては決してプラスの面ばかりではなかったのではないかと。むしろ合併した末端のほうの町とか村とか地域とかというのは、ある種疎外感みたいなものまで感じているという、いろんな調査データもあります。しかし、人口の減少というのは本県はとまっておりませんし、このままでは何十年後かに100万を切ってしまうのではないかと推計もされているようでありまして、高知県なんかの人口の状況というのは、決して本県にとっても遠い未来ではないと。

では、その自治体というのはどうやって生き残っていったらいいのかというのを今非常に模索していると思うのですよね。その解消策の一つとして、水平補完というものは非常にこれは有効な手段だと思うわけです。どんどんやるべきだと、あらゆる分野でやるべきだろうと思うわけです。では、そのきっかけをどうつくるか。先ほど主役はあくまでも市町村なのだ、県はよき仲介者だというお話もありましたが、各市町村の自発性に任せているだけでは、なかなかその事態というのは動き出さない。だから、私は県はもっと積極的な立場で働きかけるべきだと思うわけです。いろんな分野があると思うのですが、専門的な知識を持った、例えば広域振興局の県の職員の一人がその市町村職員の中に入っていろんな活動することで、各市町村職員のレベルアップ、スキルアップが図られる可能性もあると思うし、そういう意味でも県はもっともっと積極的にかかわる姿勢を持っていたきたいというのが私の意見です。

○**加藤副座長** いろいろその辺は受けとめもありまして、でもある意味合併の反省みたいな当初言葉もありましたが、そういうこともあって、どこまで県が関与するかというのは、ちょっと私どもも模索しているようなところがあります。

なかなか合併の反省があつて、強引にやることがかえって反発するのではないかと、そういうところもありますので、手順は少しずつやらないとなかなか最終的にうまくいかないかないかなというところがあり、ある程度こういう形にしているのですが、むしろもっと前面のほうでという意見については重く受けとめたいと思います。

藤尾委員。

○**藤尾委員** 水平補完について、県の立場として積極的にやるべきだというお話に関連して、ちょっと申し上げたいと思います。水平補完というのを考える場合は、それぞれの市町村の提供しているサービスの差に注目すべきです。例えば、国保税の負担額、これもかなりばらつきがあり、しかも、一般会計から税以外の繰り出しをしているとか、市町村によっていろんな状況があるわけです。ところが、先だってできた財政健全化法上の財政上

の指標ですと、それなりにクリアしていて夕張ほどではないと、健全であるということになる。市町村の行財政運営としてはまず順調だと言えるのかもしれないけれども、実際は今申し上げたような例で市町村ごとに大きな差があるという現状にあります。

それから、さっきの高知県の例でもありましたけれども、市町村が専門職を雇おうと思っても、なかなか難しい。例えば保健師さんの例出ていましたけれども、そうしたときに市町村と県だけのやりとりの中からは、こういった水平補完に対する契機というか、意欲みたいなものというのはなかなか湧きにくいと思うのです。私が申し上げるのもなんですけれども言うなれば住民視点で、そういう水平補完を進めようではないかという声を引き出すための材料を提供しなければならぬのではないのか。これは難しいことではないのです。市町村ごとにベンチマーキングしたものを出せばいいのです。そこに県の役割があるのではないかと思うのです。市町村の動機づけと左側の資料にありますけれども、この文脈の中には、言うなれば市町村民の方々に対する動機づけだと私は解釈していますけれども、そういった意味で各種データ提供というこの中には、言うなればベンチマーキングの結果を住民の方々につまびらかにする。その結果によって、差を解消するためや専門的な体制を整える必要性がわかってきて、やっぱり共同処理したほうが、これは将来のことも考えれば安定的にサービス体制というものが確立されるとか、安上がりになって、その浮いた分で新たな課題に対応できるとか、そういう考え方の道筋というのは当然出てくるわけです。

したがって、ここの進め方の案のところには、恐らく後で追加になると思いますけれども、住民の方々が適切に判断できるような各種データの提供、特にベンチマーキング、こういったことに、ベンチマーキングのための資料を収集できるというのはやっぱり県です。そういった意味では、我々がもっと積極的にやっていかなければならないと思っています。積極的などという意味はそれが1つ。

それから、私県南局におりますけれども、政策調整会議、田島先生などのご協力なども得てやっておりますけれども、政策のすり合わせということは今やっていますし、これからもやっていきます。そういう中で、言うなれば共同処理したほうがいいものだとか、そういったようなものは今後やっていくということで、具体的に取り組んでいくということで、県として積極的にやっていくということになるのかなと。そこまで言わなければ、なかなかちょっと今すぐにわかりやすくということには答えられないのではないかなと思われました。

ちょっと県の立場でもあるので、言いにくいところはありましたけれども、そういうことで頑張っていきますから、よろしくお願いします。

○加藤副座長 ありがとうございます。小野委員。

○**小野委員** 先ほどの小笠原委員の話にすごく共鳴をいたしまして、人口減少に応じた行財政のあり方というのは、やはりすべてにおいて基本だと思うのですね。市町村であろうが、県であろうが、これから例えば一関であれば30年後には3万人に減るとい、それが果たして解消できるものかという、まず無理だと思うのです。そうすると、8万人になった一関市を考えたときに、今の市役所の組織のあり方とか、サービスのあり方がどう変わっていくのかという、そういうこと的前提からこういう話になってくると思うので、そういう背景的な部分とか、何を目指しているのかというのはきちんと打ち出してやらないと、単に県の行財政のスリム化、効率化だけでこれを行っているのだということでは、やはり県民とか市民の皆さんが納得できないところもあるのではないかと思いますので、そこは一緒に同じ目標に向かってやっていくという方向性を打ち出していただきたいと思います。

○**加藤副座長** 平木委員。

○**平木委員** 小笠原委員さんも言うておられるように、早急にどんどん進めていったほうがいいと思うのですけれども、4月から広域振興局ができるのですか、ほかのブロックは。

○**加藤副座長** 県内全部、今県南局だけですけれども、4つの広域振興局になります、

○**平木委員** 各振興局長さんのもとで、リーダーシップで、管内の市町村と連携して緻密に進めていращやるといことは非常に大事だと思いますが、そろそろ政治主導といいますか、中央の話ではありませんが、例えば達増知事が市町村長さんたち全員お集まりのところで、水平補完をやろう、県と市町村の役割分担を明確にして、市町村はどんどん分権を受けとめてやっていこう、新しいニーズも出てくるのだから、そのためには水平補完をやろうよと、政治家である知事から政治家である市町村長さんたちに直接呼びかけるという手はいかがですかね。そろそろそういうことで、事務ベースできちっとやっていくということと同時に、そういうことでエンジンをかけたほうがいいのではないかという気が私はしているのですが、一つの提案です。

○**加藤副座長** どういう時点で、そういう形で呼びかければいいのかというところもあろうかと思います。まだいろいろ確かにあるのですけれども、どういう事務だとかほぐすことも必要なかなというようなどころもありますので、ちょっとそういう事務ベースの営みというか、歩みと、もっとトップからの理解とをどう組み合わせていったらいいのかというのはしっかり考えたいと思いますし、また知事とも相談したいと思います。

では、高前田委員。

○**高前田委員** 平木委員からご発言があったことに関連して、少し申し上げます。知事から直接呼びかけを、ということですが、実は本県は新しい長期計画を策定をしました。これは、「いわて県民計画」という名称になっていますが、この中で、先ほど小笠原委員がご指摘になりましたように、将来的な本県の人口推計を掲載し、これからの岩手の未来の姿

をお示ししています。そういったことを背景として、水平補完についての直接明確な記述はありませんが、県と市町村の役割分担、そして連携ということを県民計画の大きな施策の柱の一つとして打ち出しております。そういう意味では県民の皆さん、そして県内の市町村の皆さんに対する明確なメッセージを新しい長期計画の中で出しているところです。

○加藤副座長 活発なご意見をいただいてまいりましたが、他の議事がありますので、この水平補完についてはこの程度でよろしいでしょうか。もしまだ言い足りないこと等ありましたら、事務局にお寄せいただければと思います。どうも済みません。

では次に、報告事項の1つ目、分権推進のための課題解決の工程表についてです。各部署から報告をお願いします。各部署から一括して説明を行わせていただいた後にご意見を伺えればと思います。

それでは、掲載順に従いまして総合政策部から順次お願いいたします。

○中村総合政策部副部長 それでは、報告1の1ページ、2ページ目が総合政策部関係です。

これまでの会議において、分権改革の取組のあり方等、分権改革の基本的な事項について各委員から幾つかご意見等を頂戴しています。

この中で国に関わる問題については、県から国に対して提言活動等を行ったり、全国知事会の活動を通じて、国にはいろいろ提言等を行っており、今後も引き続き進めていきます。

それから、資料の1番、市町村において温度差があるといった意見等もありましたが、県内の方々にこの分権改革、地域主権改革へのご理解をいただくというのも大きなテーマですので、そういったことに対しましてはセミナー等を開催するなどしてきましたが、今後も引き続きそういった活動を行っていきたいと思います。

また、国においては、昨年政権交代が行われ、いろいろ地域主権の改革が加速化している部分もありますので、そういった国の動きも十分踏まえながら、本県での検討、また全国知事会での検討及び今後の対応をしっかりと進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○工藤地域振興部副部長 続きまして、地域振興部関係です。3ページ以下です。

まず3ページ、行政と住民の協働についてというところです。全体的に当部関係、ボリュームが多いということもありますので、今年度の新たな取り組みを中心にご説明させていただきます。行政と住民の協働についてですが、これについては積極的に推進するという観点から、本庁はもとより各地方振興局におきましても元気なコミュニティ倍增計画モデル調査事業でありますとか、地域づくり塾事業などといったコミュニティの良さを生かした住民協働、そういったものにも新たに取り組んでいるところです。

続きまして4ページ、市町村・県・国の役割分担のあり方についてです。道州制との関係、役割分担のあり方、二重行政の解消等々というところです。現在の水平補完については、いろいろご議論をいただいているところです。あわせまして、政策調整会議というものを市町村との間で今年度から設置いたしまして、二重行政の解消はもとより、新たな連携、協働のあり方、そういったものまで幅を広げたいきめ細かな議論をさせていただいているというところです。

5ページのほうにまいりまして、県による補完というところですが、人事交流については、昨年度の4名から今年度は6名ということで、市町村との間で人事交流を活性化させ、そのノウハウの移転でありますとか、専門性の向上、そういったものにも取り組んでいるところです。

県から市町村への権限移譲のあり方についてですが、現在の権限移譲のプログラムについては、来年度をもって一区切りがつくということですので、23年度以降のあり方について検討を始めているという状況です。

次に、6ページのほうにまいりまして、市町村の広域連携のあり方についてですが、これについても、後ほどにもご説明させていただきますが、現在の分権推進会議における議論にあわせまして、政策調整会議の場におきましても連携、協働のあり方といったものについて議論をさせていただいているところです。

次のページの5の今後の振興局等のあり方については、今年度9月、実施計画を取りまとめまして、広域振興局の設置条例を議会のほうから承認いただきまして、今年の4月から新たに4広域振興局体制に移行することとなっているものです。

次、8ページにまいりまして、地方分権型社会に求められる自治体の姿ということですが、合併については1月に宮古市、川井村が合併にこぎつけましたし、現在は一関市と藤沢町におきまして合併研究会を設置し、合併に向けた協議を行っているところです。そのほか市町村行財政コンサルティング、そういったものも実施しながら、今後の市町村のあり方も含めまして共同で取り組んでいるところです。

次のページです。市町村の広域連携についてです。これについては、後ほど発表もありますが、分権推進のワーキンググループによる検討でありますとか、県から市町村へのさまざまな情報提供などを引き続き行っているところです。

10ページのほうにまいりまして、市町村合併の推進については、先ほどご説明したとおりです。下のほうに4として、市町村への過剰な関与の是正等については、分権推進会議の今年最初のものでご報告をさせていただきましたけれども、県の条例、規則等について点検を行いながら是正を図っているという状況です。

11ページのほうにまいりますと、取り組みの結果と関連いたしまして、去年の12月、地

方分権改革推進計画、そういったものの中におきまして、県あるいは市町村に対する義務づけ、枠づけの見直しというものが決定されたという国における動向もあります。

以上、非常に簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

○**福島保健福祉部副部長** 続きます、保健福祉部です。ページは12ページ以降です。

まず、12ページですが、1の後期高齢者医療広域連合に対する県の対応についてです。工程表の平成21年度の取り組みのところを中心に、簡単にご説明させていただきます。

1の実施体制づくりの促進については、平成21年度から2年間、県職員1名を派遣、駐在することとしておりまして、広域連合の業務運営を支援しております。

2の助言指導体制等の整備ということについては、市町村事務の支援を目的としましてマニュアルを作成し、実地でまた助言指導も行っているところです。

3の財政安定の推進については、県の法定負担金については当然適正に執行させていただいておりますし、医療費給付費増などのリスクに備えた財政安定化基金についても2年目の積み増しを行ったところです。

それから、4つ目の制度円滑施行の促進については、主に新聞での広報など県民の皆様方への周知を図ったということです。

それから、13ページにまいりまして、地域生活支援事業、これは障がい者の自立支援法に基づくものですが、この県の役割ということです。まず、1つ目の事業実施状況の把握については、これは全県的な調査を実施しております。

必須事業をまだ実施していない市町村への助言ということで、そういった市町村が7つほどありましたので、7市町村についての、状況確認と助言を実施したところです。この調査結果については、ホームページで公表予定としておりました。年度内ですが、公表する予定としております。

それから、14ページにまいりまして、地域介護・福祉空間整備等交付金における国の規制についてです。地域密着型サービスについては、まだまだ賃貸借の物件に対する補助ができないという縛りがありましたけれども、これについては個別事案等について国と協議をし、運用の中で、Q&Aの中でこれが認められたということです。

具体的には、平成21年度から23年度の施設整備を行うために創設されました基金事業におきまして、一定の要件を満たせば賃貸借による整備も補助対象とするということになりました。あわせて単価の増額等も図られたところです。

4の民間保育施設の補助における国・県の対応ということですが、市町村が補助できない場合でも国が補助できるようにということですが、国の条件の見直しについて民間保育所整備に係る協議の際に市町村の意向把握に努めているところです。ただ、これまでのところ、市町村からの具体的な要望はありません。

それから、5番目の医師確保対策についてです。これは、15ページにかけてです。県では、医師確保対策アクションプランに基づいて、さまざまな対策について総合的に取り組んでいるところです。

具体的に、医師支援推進室によりまして、直ちに戦力になるようなお医者さんを県内に招聘するという取り組みを行っておりまして、これは10月末には8名おいでいただいたところですが、1月末ではこれが10名になっているところです。それから、一方で勤務医の離職防止等のための業務軽減を図るとか、そうした定着促進の支援も行っているところです。

なお、岩手県の地域医療対策協議会、11月に1回目を開催して、間もなく2回目ですけれども、ここで医師養成事業等の取り組みについて報告をし、また具体的な今後の医師の配置等についてのご議論をさせていただいているところです。

保健福祉部からは以上です。

○小田島農林水産部副部長 農林水産部です。16ページです。

2点ありますが、まず、上段、農地転用、それから農業振興地域の整備についてです。農地制度改革については、右の21年度のところで情報収集を実施と書いておりますが、その右の吹き出しをごらんいただきたいと思います。農地の利用集積、それから優良農地の確保する上で有効な制度改革が行われたところですが、県としてもこれを契機に、企業の参入支援、あるいは耕作放棄地等の解消に向けて取り組んでいるところです。

先ごろ地方分権改革推進計画が閣議決定されたところですが、農業振興地域の基本方針のうち、基本的事項については、国への協議が資料提供に改められたところです。しかしながら、方針のうち農用地の確保等については以前同様協議が必要だということです。それから、農地転用の規制の強化が図られたということにして、これら制度改革の効果等を見きわめながら、必要に応じて要望等を実施してまいりたいと考えております。

それから、下の農業委員会の必置規制についてです。これも右の吹き出しをごらんいただきたいと思いますが、今回の農地制度改革で農業委員会の役割の増大が見込まれたところです。県といたしましては、農業委員会の運営の円滑化について国に提案を行ってきたところですが、必置規制については改正農地法の附則で農業委員会の組織・運営の検討と必要な措置を講じることとされたところです。引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○木村県土整備企画室企画課長 県土整備部です。資料は17ページになります。

都市計画に関連する業務の移譲についてということで、1件のみです。ご意見は、都市計画の用途区域の変更について市町村への移譲を検討してほしいということでした。

対応の方向についてですが、資料の下の欄、括弧して参考ということで書いておりますが、国等における動きということで、一番下の丸です。昨年10月7日の第3次勧告におきまして、市については同意を要しない協議とし、町村については同意を要する協議とするべき旨の勧告がなされております。

また、資料には書いておりませんが、昨年12月閣議決定されました地方分権改革推進計画におきましても同様の見直しをするよう、必要な法政上の措置を講ずるものとされておきまして、今後地域主権推進一括法に盛り込まれるものと見込まれております。これらの見直し内容を踏まえた対応が必要と考えております。

以上です。

○菊池総務部副部長 総務部関係の取り組み結果についてご説明いたします。

総務部関係は、18ページから20ページまでの5項目です。18ページの1、2は、いずれも自治体における政策法務の必要性等についてというテーマで、地方分権の時代におきまして核となる職員の政策法務能力を高めることが必要とのご提言です。平成21年度の取り組み結果ですが、県及び市町村のそれぞれの職員向け研修や新任主査研修、選択研修といった場合において、法規事務、政策法務、さらには行政手続等の講義、演習を行っているほか、19ページのほうになりますけれども、行政手続法、条例に関しましては許認可等申請処分が未処理のまま経過することのないよう、全庁一斉の点検を行ったところです。

また、行政不服審査法については、国において昨年の衆議院解散で廃案となりました行政不服審査法改正案、これを見直した上で10年度の通常国会に提出したいとしておりますことから、法改正関連の情報収集に努めているところです。

次に、3の分権型社会に求められる自治体職員像については、地方分権改革に対応した職員の意識改革、組織の意識改革が必要とのご提言です。平成21年度におきましては、環境生活部に県民くらしの安全課を新たに設置するなど、行政課題に対応しました組織のスクラップ・アンド・ビルドを行ったほか、昨年度策定した岩手県職員憲章の職員へのさらなる定着を進めるなど、組織パフォーマンスの向上、職員の意識改革に努めてきたところです。

次に、20ページ、4の行政と民間の協働については、行政サービスの一部を民間が担うなど、民間力が発揮される仕組みをつくるべきとのご提言です。取り組み結果ですが、まず県と民間企業との連携を推進する、いわて公共サービスマッチングシステムについては、民間企業からの提案を受け協議を進めました結果、21年度においてはコンビニエンスストアと2件の包括協定を締結したところです。

また、岩手型市場化テストの導入については、20年度に提案公募型アウトソーシングを先行実施したところですが、21年度におきましては官民比較型市場化テストのモデル事業

の実施に向けまして、第三者機関であるモデル事業評価委員会を昨年9月に設置いたしまして、法人2税関連業務、具体的には各種申告書用紙の発送等業務、これをモデルとして検討を進めているところです。

最後になりますが、5のその他は、振興局が縮小する中、残った県の建物を市が有効に使えるような仕組みが必要とのご提言です。これについては、前回の振興局再編に伴いまして、遠野行政センター庁舎の一部を遠野市が使用しているところですが、本年4月からの新しい広域振興局体制の移行に伴いまして、北上地区及び二戸地区の合同庁舎におきましても新たに空きスペースが発生する見込みであることから、その情報等を市町村に提供いたしまして利用希望を募るとともに、県としての取り扱い方針を検討し、関係市町村と協議してきたところです。その結果、平成22年度からは、遠野市に加えまして北上市、二戸市にも空きスペースをご利用していただくというような方向で協議を進めているところです。今後とも空きスペースが生じた場合には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上で総務部関係の説明を終わります。

○遠藤教育企画室長 資料21ページ、教育委員会関係です。

1項目めの教育委員会の必置規制の関係、それから3つ目の小中学校の教職員の任命権等については、政権交代後いろいろ国の方向性が今出てきておりましたので、それらの動きを見ながら地方の実情等、必要なものについては全国知事会等々を通じまして意見を引き続き述べてまいりたいと考えております。

それから、2つ目の教育事務所の設置については、制度改正と関連しない分ですが、教育事務所というのは県の教育委員会事務局の出先機関です。教育事務所は廃止しても支障がないというご御意見がありましたけれども、これは各市町村教育委員会の受けとめ方はそれぞれで、今のところ各市町村教育委員会からは必要だという声もあります。なお、教育事務所については平成22年4月に、現在の10か所から6か所に再編するということになっております。

それから、市町村教育委員会の業務について、一部事務組合を使ったりということですが、これまでのところ県内の各市町村教育委員会ではそういった取り組み、あるいはやりたいといった意見等々は現在ありません。いずれも今般の国のほうが今後教育委員会制度、必置規制も含めてどのような方向に持っていくのかといったところと関連することになろうかと思えます。

教育委員会関係は、以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。以上の説明に対しまして各委員からご意見等ございませんでしょうか。大変膨大な内容で、駆け足の説明だったかと思いますが、よろしい

ですか。

では、これについては引き続き、各部局、分権推進の方向で取り組みをお願いします。

次に、第2点ですけれども、国の直轄事業負担金と市町村等負担金について報告をお願いいたします。

○中村総合政策部副部長 それでは、資料の報告2というものをごらんください。

左側の1ですが、現在国の直轄事業については、事業をやる場合に都道府県等から負担金を徴収していますが、これについて国では来年度から一定の見直しを行うことになっていきます。

具体的には、ここで(1)、(2)と2つ整理をしていますが、来年度からは維持管理に係る負担金を原則として廃止をするということです。経過措置といたしまして、22年度に限り、一部負担金徴収という例外的な取り扱いがありますが、これも23年度からは原則全廃するという取り扱いです。

それから、(2)ですが、事務費に係るような部分についても、これまで地方から負担金の徴収をしていましたが、その事務費等に係る部分は、新年度から負担金を廃止をするということです。

それから、事業本体に係る負担金ですが、こちらについては社会資本整備全体のあり方も含めて抜本的に検討し、25年度までには廃止を検討するという方向性が国から打ち出されております。

それで、今の話は国の事業に対して都道府県が負担金を負担しているということですが、それとパラレルの関係で、県が事業を行った場合に、その所在の市町村のから一定の負担金を負担をしていただいているという現状があります。21年度の当初予算ベースでは24億円余という金額になっていますが、県ではこの市町村負担金について国の見直しと併せて検討してまいりました。

右側の4では、市町村からこれまで頂戴したご意見の概要を整理しています。個別の内容の説明は省略させていただきます。

最後、今後の県としての方向ですが、国の見直しと併せて基本的には22年度から一定の見直しをします。具体的には、事務費等は国と歩調を合わせて廃止する方向で現在検討を進めています。維持管理に係る市町村からの負担金というのはありませんので、そちらのほうは特に該当がないということでご了解をいただければと思います。

それから、資料の裏面ですが、参考資料ということで、国の分権改革に関連する主な動きを整理しています。大きな1番については、昨年12月に政府において閣議決定しました地方分権改革推進計画の概要を記載しております。

それから、大きな2番目ですが、いわゆる原口プランと言われる地域主権戦略の工程表

が昨年12月に公表されています。大きくフェーズ1とフェーズ2という形で整理していますが、フェーズ1のほうは、今年の夏ごろまでを目途に地域主権戦略大綱（仮称）を策定するというので、その具体の中身は記載しているようなことが想定されます。

それから、フェーズ2では、平成25年の夏ごろまでをにらみまして、地域主権推進大綱といったようなものを策定し、国として、さらにまた一段の地域主権改革を進めていくというようなものが示されています。

当面の予定ですが、今の通常国会の3月ごろまでに地域主権推進一括法案、それから国と地方の協議の場についての法案等が提出をされる見込みになっております。

説明は以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。では、今の説明について質疑、ご意見等いかがでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。いろいろ盛りだくさんで恐縮ですが、次に移らせていただきます。報告事項の3番目ですが、政策調整会議の取組について報告をお願いします。

○工藤地域振興部副部長 政策調整会議については、先ほど、引き合いで出させていただきましたけれども、報告3の資料に基づきまして概要をご説明させていただきます。

まず、左側の上のほうからですが、会議の概要ということで、経緯としまして、この推進会議におきまして県、市町村の二重行政解消のための政策調整会議を設置するという方向づけがなされたところです。

名称ですが、今年度はモデル的な設置ということで、県南広域振興局・奥州市・金ケ崎町政策調整会議という形で設置、検討いたしました。

目的ですが、地域における政策を総合的かつ効率的に推進するというものでして、所掌事項といたしましては5つほど掲げておりますが、今年度は主として1番と2番、市町と県の二重行政の解消、防止、県と市町村との連携・協働というふうなことを検討事項とさせていただいた経緯があります。

実施体制ですが、政策調整会議というものにおきまして、メンバー、委員は14名で構成されております。県南局長、そして奥州、金ケ崎町のそれぞれ首長と学識経験者の県大の先生お二人、民間の方々、そして県南局の部長、市町のそれぞれの担当部課長さんという構成です。

作業の流れですが、①ということで、まず作業班が事務事業の棚卸しをいたします。これは、県、市町の事業合わせて3,600程度の事業になりますが、それぞれ県と市町で関連する事業について、二重行政の非効率はないかというような観点から、それぞれ突き合わせ、棚卸しをするという作業をいたしまして、それらを右側のほうの分野別の7つの部会を設け、そこに諮って調整案を検討させていただくということで、その調整案を親会議で

あります政策調整会議のほうにかけまして、協議、調整を行うという流れで進められたものです。分権推進会議、あるいは本庁各部局等との関係ですが、それぞれ報告あるいは連携しながら進めたいというものです。

具体的には、次のページを開いていただきたいと思います。参考ということで、作業フローと具体的な成果を取りまとめております。事務事業の棚卸しについては、7月から9月の間に作業班が基礎データの収集、延べ3,600事業、内訳は右記載のとおりです。

次に、市町、県の事務事業の突合ということで、作業的にはここが一番かかったわけですが、それぞれ突き合わせをいたしまして、二重行政と考えられる事務事業を抽出したという流れです。ちなみに、単純な二重行政というものではなくて、参考のところに書いておりますが、重複型、役割の分担型、重層型、関与型等々という区分けをしながら進めたものです。

2番目といたしまして、調整案の検討ということで、部会を9月から10月の間に1ないし2回ほど開きまして、二重行政と考えられる事務事業を182件、885事業抽出いたしまして、そのうち非効率等と考えられる事務事業について36件、402事業を抽出したということにして、部会別の内訳はその下の表のとおりです。

調整案の取りまとめですが、非効率等と考えられる項目の改善策、本来の望ましい役割分担を実現していく上での課題の解決方策等をこの部会のほうでまとめまして、右側の3のほうにまいります。政策調整会議を3回ほど開かせていただきまして、その中で36件について調整案を報告の上、取り組みの方向性を協議、決定したという流れのものです。

最終的にどのような整理内容になったのかというのは、その内訳の表にして、まず早急に実現を目指すべきものということで、県南広域局の管内のみで取り組み可能なものとしたしまして、直ちに実施するもの2件、そしてモデル的に先行実施するものが2件ということで、②といたしまして早期の実現に向けて取り組むべきということで、今後全県で検討する必要があるもの等ということで、アの政策調整会議で引き続き全県検討は26件、関係部局への改善の提案を行うものが1件、制度改正の国等への提言が1件などとなっております。③といたしまして、慎重に議論すべきではないかというものが4件ほどありました。それぞれの個別の表については、3ページ以下にそれぞれ掲げております。時間の都合上、一つ一つ説明するというのは省略させていただきますが、ご覧いただきたいと思っております。

1ページのほうに戻りまして、成果と課題です。(1)の成果ですが、分権推進会議の取り組みの中から、全国的にも先進的な取り組みということで、このような調整会議を開催し、二重行政の実態について初めて明らかにしたことが大きな成果でありますし、また各部会におきまして主要な課題、論点等を整理いたしまして、二重行政と思われる事務事

業、そういったものの個票を取りまとめたということが挙げられます。

加えまして、県南局管内におきまして実施可能な4件については早急に取り組み、また県南局の22年度当初予算編成時におきまして、住民視点、現場視点のスタンスが生かされたということが成果として挙げられます。

一方課題といたしましては、モデル以外の市町村の意見も聞きながら、さらに議論を深めていく必要があるということ、また多様な類型の二重行政が生じているということそして、検討作業、ボリュームも大変多いということもありまして、その作業の効率化が求められております。加えまして、ゼロ予算事業でありますとか、許認可事務については、未検討ということが挙げられます。

これらを踏まえまして、22年度の取り組みの案ですが、政策調整会議を4広域振興局に拡大いたしまして、それぞれ設置してまいりたいと思います。今回7つの行政分野ごとに部会を設置して検討いたしました、作業量とのバランスを考えまして、4広域振興局で分担いたしまして、検討を効率的に進める必要があると考えております。また、検討に当たりましては、今年度の成果であります事務事業の一覧でありますとか、論点整理した個票を活用したいと思っております。

4番目に、本庁の各部局との連携ということですが、各広域振興局から本庁事業について内容照会等がありましたら、それに対する回答あるいは資料提供いただきたいと思っておりますし、本庁からの出席についてもお願いしたいと。内輪の話ではありますが、本庁と広域振興局が連携をしながらやりたいと思っております。

5番目は、県民計画との関係ですが、昨年12月に策定いたしましたいわて県民計画の中におきましても、政策調整会議については改革編の中にしっかりと位置づけられておりますし、地域経営の視点から見ましても非効率の解消あるいは連携協働の推進という意味で重要であると考えております。また、組織パフォーマンスの向上でありますとか、簡素、効率化という視点にも資するものと考えているところです。

長くなりましたが、以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。この点について、ご質問、ご意見等ございましたら。あるいは藤尾委員、田島委員、つけ加えること等ありましたら。

○田島委員 私も参加した一人として、いろいろと感じるものはありました。藤尾局長以下、県南広域振興局の皆さんがすごい労力を使ってやったすごい結果だと思います。そういう意味では、県南の広域振興局と、それから奥州市さんと金ケ崎町さんがそれぞれ棚卸しをして、3,600ですか、事務を洗って、そして突合して二重行政を調べたと。それはすごいことで、大きな成果だろうと思います。

そして、その課程の中で、それも二重行政をチェックするという意味が本来の意味なの

でしょうけれども、しかしそれ以外にいろいろと現状と課題が見えてきたのではないかなということと、それから地方振興局と、それから市あるいは町とこれからどうやって共同していけばいいのかという項目を洗い出すことができたということは、画期的なことだったのではないかなと私思っています。

ただ、今課題にもありましたけれども、膨大な作業ということで、職員の皆さんの負担も結構あったのかなということで、今後これをどう広げていくかということになると、少し検討の余地はあるのかなということが1つであります。

それから、この結果をどうやって住民に知ってもらえるのかなと。プレゼンをやったほうがいいのではないかとか、いろんな案も出されていたのですけれども、なかなか住民の皆さんが関心を持ちづらいことなのかなとも思いますので、その辺の仕掛けをどうやってこれからやっていくのかなということが、いろいろと考えさせられたという点がありました。

ただ、これどうなのでしょう。成果としてすごくいい成果なのですから、本当だったらこれも県内全地域でやればかなりいい資料になって、現状と課題があぶり出されますし、当然その風の中で県と市町村が共同でやるという具体的な話になってくるのですよね。今日の話聞いておりますと、何となく抽象的な話だけなので、具体的に事務をぶつけ合うことによって、これはおれたちの市町村がやったほうがいい事務なのだよ、仕事なのだよと、これは県がやるべき仕事なのだよということがわかってくと、役割分担というのですか、これから地方分権の社会に向けてそういう方向性というのがよりクリアになるのだらうと思います。

ただ、作業量が多いというのが、県の職員も市町村の職員も基本的にはルーチンの仕事をやるのが仕事ですから、住民サービスをなおざりにしてそっちばかりというわけにもいかないのだらうなということで、この辺の整合性というのをどうこれから考えていくのかなというのが難しいと思いました。あとは、藤尾局長さんのほうから補足してください。

○藤尾委員 田島先生がおっしゃったことに加えまして、これから今金ヶ崎町さんとの間では政策のすり合わせのための意見交換会というのを開いておるのですけれども、それを他の市町村との間でもやりながら、言うなれば二重行政も含めまして、より効率的、効果的な施策展開のための協議の場を持っていこうと考えています。

それから、2つ目には市町村職員との交流、人事交流を深めて、それぞれの施策あるいはやり方、そういったようなものもより効率性、実効性を高める方向で、実際の実務を通じながら取り組んでいきたいという、そういったようなことも今後積極的にやっていきたいと考えています。

あと、できるだけ住民の方々に情報提供しながら一緒に考える場、そういったようなものもいろいろと工夫していきたいと考えております。

以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。モデルということで、試行錯誤の部分が大きかったかと思しますので、これも踏まえて22年度以降展開というのはしっかりと考えたいと思います。何かご意見等ございましたら、よろしいでしょうか。

では、済みません、駆け足になりますが、最後、報告事項の4です。分権推進ワーキンググループの検討結果について、2つワーキンググループがありますが、順次報告をお願いします。

○滝山主任主査 岩手県市町村課の滝山と申します。よろしくお願いいいたします。私たちのワーキンググループでは、地方分権時代の県の市町村支援策についてという大きなテーマに取り組みさせていただきました。早速ですが、概要についてお話しさせていただきます。

これまで合併支援が県の市町村支援の柱となっておりましたが、市町村合併が一区切りしようとしている今、新たに地方分権時代に対応した市町村支援策をどうあるべきかということを議論しました。分権時代にあつて、県と市町村は対等、協力の関係であります、厳しい行財政環境であるということで、県による市町村支援は当面必要であるというスタンスに立ちました。そこで、今後の県の市町村支援策のあり方として、この概要版の左下の枠囲みの中にありますけれども、1つとして市町村の自立性を高めるための支援、2として県と市町村の連携協力体制の構築、3として、広域性、専門性を生かした県のサポート機能の強化の3点に集約しまして検討いたしました。

概要版の中央上の部分をご覧いただきたいのですが、まず市町村の自立性を高めるための支援といたしましては、当面行う必要がある市町村支援であっても自立性を高める視点で行うべきであると考え、5つを掲げております。1、権限移譲の推進、2、人的支援、3、総合交付金の創設、4、住民との協働への支援、5、県の各種制度改善のシステム化とあります。

この権限移譲の推進では、市町村の担うべき事務のガイドラインを定め、これに基づき権限移譲を行い、その上で事務の実施方式の選択、単独か共同処理か、そういったことを行うということを提言しております。

2つ目としまして、県と市町村の連携、協力体制の構築としましては、適切な分担のもと、一体となって課題解決に取り組む体制が必要であるということで、4つを掲げております。職員の意識改革、横断的課題に係る相談窓口の設置、県、市町村の意見交換、情報共有の充実、4、県と市町村の協働事業の実施です。

最後3つ目は、広域性、専門性を生かした県のサポート機能の強化として、2つを挙げています。1つは、広域性を生かしたコーディネート機能の強化、例えば共同処理などに取り組む市町村、このコーディネートを行うことなどを考えております。2つ目は、専門

性を生かしたシンクタンクとしての機能の強化、例えば市町村総合助言制度、こういったものの実施を考えました。以上が検討結果、報告書の概要です。

広範なテーマで、内容が詰め切れていないところもあったかと思いますが、今後の県による市町村支援策の検討の一助になれば幸いです。どうもありがとうございました。

○**藤沢主査** 続きまして、事務の共同処理について報告させていただきます。

共同処理ワーキンググループで検討いたしました報告といたしまして、報告4のA4横の用紙の裏側になります。あとは、机上に配付させていただいている報告書について、適宜こちらの概要版のほうで説明させていただきたいと思います。

背景といたしましては、積極的な市町村合併が一区切りついたところ、あと各自治体における近年の厳しい行財政状況の中で、さらに今後権限移譲が進んで、あるいは市町村の役割が拡大していくことに伴いまして、専門性を維持しながら行財政サービスを提供する手法といたしまして、共同処理によるサービス提供の方策を検討させていただきました。

検討に当たっては、具体的に3つの事務を検討いたしました。1点目については、他県での共同処理の実例があるということと、あと本県でも実際権限移譲が行われているということで、比較的、現実的に共同処理がなじみやすい産業保安がまず1点目。2点目が、消費者安全法の施行によりまして市町村が主体的に取り組むことになった消費者行政の相談体制について、現在の体制等を踏まえると、今後取り組みの差が出ていくことが想定されるということ、あと住民にとっても身近な問題でもあるということで、これを題材といたしました。3点目といたしましては、29次の地制調へ共同処理が提案され、あと地方自治法の改正により共同処理の環境整備が整ったところの監査の事務ということで、その体制について共同処理がなじむか、できないかということで、3つ検討させていただきました。

1点目の産業保安については、例えば他県の状況で見ますと、宮城県などを初めとしまして31県に液化石油ガスが権限移譲されているところですが、うち7県が共同処理の実績があるということが確認されました。

事務の内容といたしまして、消防あるいは危険物行政を担っている消防組合という類似の業務を行う体制が既存のものとして既にあるということで、なじみやすいと。あと、本県におきましても、単独消防を設置している県南の合併市などに移譲が行われており、今後県北、沿岸などの広域消防組合などへの移譲が望ましいのではないかとということで検討しております。

2点目の消費者行政相談窓口については、盛岡市などのセンターを設置して先進的な取り組みをされている市もあれば、逆に他の行政相談の一環として対応されているという市町村もあります。ただ、県、市町村双方ともに現在相談窓口を設置しているような状況でありまして、これによる非効率な面もあります。市町村優先の原則、近接性の原理に基づ

けば、市町村で単独設置するのが望ましいのでありますが、これによる非効率になる可能性もまた一方であります。そこで、共同処理の方策を活用することによって、有効な相談体制、住民へのサービス提供ができるのではないかと考えたところです。過渡的に地域の実情に応じて、県と市町村の共同処理の方策もいいのではないかとということで提案しております。

共同処理の形態といたしましては、柔軟な組織体制のもとでのサービス提供を進めていく上では、協議会または事務の委託がふさわしいのではないかと。また、それを進める上で財政的な支援制度の創設なども必要ではないかとということで提案しております。

なお、二戸市では、今回の法改正に伴いまして、周辺町村からの事業委託により振興局に窓口を開設するという方向で今検討をされているということだそうです。

あと最後ですが、監査機能の強化ということで、本県の町村の監査委員の状況を確認したところによりますと、年間の活動日数、あるいは識見委員の状況、あるいは事務局体制といたしまして専任の職員が22町村中8町村のみというような状況、多くは例えば選挙管理委員会とか議会事務局の職員を兼務しているという状況で、今後監査の独立性、公平性、専門性を強化していくという視点から考えれば、共同処理を進めることによって委員の削減により効率化、あるいは専任職員の配置、専門家の選任による体制の強化などが共同処理を進めることによって図られていくのではないかとということで提案したいと思えます。

以上です。どうもありがとうございました。

○工藤地域振興部副部長 済みません、若干補足させていただきたいと思えます。

今回のワーキンググループについては、県職員のみならず、市町村の職員についても積極的に参加して、精力的に取り組んでいただいた経緯があります。今般の報告書を踏まえまして、内容について県、市町村で情報共有した上で、今後の具体的な取り組みについて検討してまいりたいと思っておりますし、また市町村におきましてもこの報告書に基づきまして積極的なお取り組みを期待しているというところです。

以上です。

○加藤副座長 ありがとうございました。非常に前半の議論とシンクロするところも多く、また私が申し述べたことなんかよりも具体的で、非常に興味がそそられるところだと思えます。

惜しまれるわけですが、時間が迫っております、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤副座長 後半、駆け足で恐縮でございました。報告事項は以上となります。

その他ということで、委員の皆様方から何かございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**加藤副座長** では、ないようですので、議事はこれをもって終了したいと思います。非常に前半が大分かかってしまいまして、後半言い足りなかった部分が多かったかと思いません。ご寛恕いただければと思います。

今年度は、この分権会議、予定していた会議は今回で終了ということになります。委員の皆様方におかれましては、毎回熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

事務局から事務連絡などありましたらお願いします。

○**和山主幹** 事務局からの事務連絡は特にありません。

3 閉 会

○**和山主幹** それでは、本日の会議はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。